

盛岡市監査委員告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 30 年 9 月 27 日

盛岡市監査委員	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 30 年 7 月 27 日付け 30 盛監第 24 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 市立病院に係る指摘事項                    |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                        |

30 盛病総第 86 号

平成 30 年 9 月 20 日

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 7 月 27 日付け 30 盛監第 24 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

#### 記

#### 1 指摘事項（市立病院総務課）

- (1) 行政財産使用料等の債権管理に当たり、督促状を発付していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 特定の随意契約の見積合わせに当たり、発注内容等の公表を行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

#### 2 措置の状況

##### (1) 措置の内容

##### ア 指摘事項（1）について

課内において督促に関する法令を確認し、督促状の様式を定めた。

なお、指摘の対象となった未納分については、平成 30 年 8 月 2 日付けで、完納となった。

##### イ 指摘事項（2）について

盛岡市病院事業財務規程に基づき、締結した契約内容について告示により公表した。

また、事例について課内に周知し、認識を徹底した。

##### (2) 原因及び再発防止策の内容

##### ア 指摘事項（1）について

原因は、納期限を経過した債権の存在を認識しつつも督促状を発付しなければならぬ認識がなく、未納者に対し口頭での催告しか行っていなかったことによるもの

のである。

今後は、債務者に対し、改めて期限内納付の徹底を呼びかけるとともに、未納となった場合は、法令に従い督促状を発付し、適正な督促を行うこととする。

イ 指摘事項（２）について

原因は、地方公営企業法施行令及び盛岡市病院事業財務規程の認識不足によるものである。

今後は、関係規程の周知により理解を深めるとともに、複数職員での確認を徹底し、適正な事務処理を行うこととする。

30 盛病医第 2 号  
平成 30 年 9 月 20 日

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 7 月 27 日付け 30 盛監第 24 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

#### 記

#### 1 指摘事項（市立病院事務局医事課）

- (1) 私人への歳入の徴収事務の委託の実施に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - ア 法令に定める告示・公表を行っていないもの
  - イ 決裁権者の決裁を得ていないもの
- (2) 業務委託契約の完了確認に当たり、完了検査が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 随意契約見積合わせに当たり、無効とすべき見積書を有効として取り扱っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

#### 2 措置の状況

##### (1) 措置の内容

###### ア 指摘事項(1)アについて

告示については、盛岡市公告板への文書掲示により告示を行った。公表については、院内会計窓口への文書掲示と併せて、ホームページに記事を掲載し公表を行った。併せて、私人へ歳入徴収事務を委託する場合は、告示・公表が必要になることを課内研修で周知徹底した。

###### イ 指摘事項(1)イについて

私人へ歳入徴収事務を委託する場合は、管理者決裁が必要であることを課内研修で

周知徹底した。

ウ 指摘事項(2)について

業務委託契約の完了確認及び委託料の支出に当たり、委託契約約定に基づき、適正な事務を執行するよう、課内研修で周知徹底した。

エ 指摘事項(3)について

業務委託契約における、盛岡市随意契約見積参加者心得に基づく適正な事務処理について、課内研修で周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)アについて

原因は、法令に定める告示、公表についての認識不足によるものである。

今後は、事務処理が法令等にのっとり行われているか必ず確認を行い、再発防止に努める。

イ 指摘事項(1)イについて

原因は、通常の委託料に係る支出負担行為の決裁区分で判断していたことによるものである。

今後は、私人へ歳入徴収事務を委託する場合は、委託料の支出負担行為としての執行決定とは別に決裁を行うこととし、私人への歳入徴収事務の委託に対する意識付けを行い、再発防止に努める。

ウ 指摘事項(2)について

原因は、総合点検が終了した時点で業務が完了したものと誤認し、業務終了後に履行確認が漏れたもの、及び、完了報告書が提出されていないことから保守点検業務の履行確認を行うことができなかったものである。また、前年度の指摘事項が改善されていなかった原因は、担当者が改善点を失念していたことに加え、課内でのチェック体制が適切ではなかったことによるものである。

今後は、複数の職員による契約事務チェックシートを利用した確認と併せ、予算執行状況管理表による支出確認を行い、再発防止に努める。

エ 指摘事項(3)について

原因は、担当者の見積書記載内容の確認不足によるものである。

今後は、複数の職員による契約事務チェックシートを利用した確認を行い、再発防止に努める。